



# 第5次 とよおか教育プラン

豊岡市教育振興基本計画

【2025年度～2029年度】

**豊岡で育む「在りたい自分」と「在りたい未来」を創造する力**

～非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）を子どもたちに～

2025年2月  
豊岡市教育委員会

## はじめに

第4次とよおか教育プランの5年間に、新型コロナウイルス感染症が子どもたちの生活に大きな影響を与えました。また、2020年に6,512人であった豊岡市の児童生徒数は、2030年には4,544人になると推計されています。この急激な児童生徒数の減少に加え、子どもたちへの一人一台端末の配布をはじめとしたICTを活用した学習環境の整備等、社会は大きく変化しました。

VUCA（ブーカ）と言われる、変動的で不確実で複雑で曖昧な社会は続きます。そのような社会環境の中、本市は不易の教育として、“子どもの事実学び、子どもに寄り添う教育”を基本姿勢としてきました。また、時代の要請に応えるための「やり抜く力、自制心、協働性」などの非認知能力向上推進事業、小中一貫教育を軸としたふるさと教育、コミュニケーション教育、英語教育等の取組など豊岡独自の教育を展開し、子どもたちの生きる力を育んできました。

一方、不登校児童生徒の増加とその対応、全国学力学習状況調査における正答率40%以下の子どもたちを中心とした学力支援、特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応、さらには子どもへの虐待等といった家庭的課題への対応といった課題も多く残されています。

このような状況の中で、本市教育の方向性において大切な視点は、一人一人の子どもが自分らしく生きていけるためのウェルビーイングの向上にあると考えました。時代や環境がどう変化していかうと、自分の居場所があり、自分の良さや持ち味がわかるといったそれぞれの幸福感を持てること、そして自分はどうか、どんな未来を創っていかたいかという意識を持つ子どもの育成が大切だと考えます。また、このような子どもを育成するために必要な資質として、引き続き非認知能力の向上に努めることとし、今回、新たに「第5次とよおか教育プラン」を策定しました。

**基本理念**    **豊岡で育む 「在りたい自分」と「在りたい未来」を創造する力**

**サブテーマ**    **～非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）を子どもたちに～**

これが、豊岡の教育のめざす姿です。

2030年に向けて、学校、家庭、地域、行政がめざす教育の姿を共有し、その実現に向け、一体となって取り組んでまいります。子どもたちの「在りたい自分」と「在りたい未来」を創造する力の育成に向け、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

豊岡市教育委員会

# 目 次

## 第 1 部 策定の趣旨と本市教育の方向性

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 1 教育計画の経緯                     | 1  |
| 2 本市教育の成果と課題（第 4 次計画の検証）      | 3  |
| (1) 学力の向上                     |    |
| (2) 不登校児童生徒数の増加               |    |
| (3) 特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応 |    |
| 3 社会情勢・教育環境の変化                | 9  |
| 4 教育の方向性                      | 12 |
| 5 計画の期間と性格及び運用                | 13 |

## 第 2 部 豊岡の教育のめざす姿

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 基本理念                         | 14 |
| 2 基本方針                         |    |
| 基本方針 1                         |    |
| 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進          | 16 |
| 基本方針 2                         |    |
| 自分らしく安心して過ごせる学校園の創造と家庭・地域等との共創 |    |
|                                | 18 |
| 3 体系表                          | 20 |

### 〈資料〉

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ■ とよおか教育プラン策定委員会委員名簿及び策定経過 | 21 |
| ■ とよおか教育プラン策定委員会設置要綱       | 22 |

---

## 第1部 策定の趣旨と本市教育の方向性

---

### 1 教育計画の経緯

#### (1) 第1次計画～第4次計画の取組

本市では、2006年度より「子どもたちが生涯にわたって生き生きと輝く教育をめざして」（第1次・第2次）、「ふるさと豊岡を愛し 夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」（第3次・第4次）を基本理念とした豊岡市教育行動計画・豊岡市教育振興基本計画を策定して取り組んできた。

第1次計画においては、本市の深刻な教育課題である「不登校問題」の改善に向け、子どもたちの心を理解する教育活動として小中連携教育を中核にした「連携教育（小中連携・保幼小連携・小小連携）」を重視することを全国に先がけて取り組んだ。

第2次計画においては、全国学力・学習状況調査<sup>1</sup>の結果から明らかになった確かな学力の定着を最重要課題として位置づけ、確かな学力を中核とした「生きる力」を育む取組を行った。

第3次計画においては、小中連携教育から小中一貫教育に体制を移行し、豊岡の3つの教育課題（不登校児童生徒数の増加、学力の二極化、特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応）の改善に向けて取り組んだ。

2017年度の全国学力・学習状況調査において、家庭の社会経済的背景（SES）<sup>2</sup>の指数が低くても高い学力を示した子どもは、学校の出来事、友達のこと、勉強や成績のこと、将来や進路、地域や社会の出来事やニュース等の会話が多かったり、子どもに最後までやり抜くことの大切さを伝えたりといった非認知能力<sup>3</sup>向上に関わるような取組を学校や家庭が行っていたという分析結果が報告された。このことから、第4次計画においては、本市の3つの教育課題の改善を図るため、認知能力に加え、すべての保育、教育活動を通して非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）を高める取組を進めた。あわせて、このことは、生きる力を育むことであり、子どもたちに関わる貧困の連鎖の解消につながるものと考えた。

#### (2) 第4次計画における成果と課題

非認知能力向上推進事業としての小学校低学年へのワークショップを中核として授業や学校行事を実施する際においても非認知能力の視点を入れるなどの取組を進めてきた結果、全国学力・学習状況調査における「児童生徒質問紙調査」や「豊岡市独自調査」において、次のような状況が見られた。

ア 小・中学校では、「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」は、上昇傾向にあり、

---

<sup>1</sup> 全国学力・学習状況調査

文部科学省が実施する調査で、日本全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に行われる。この調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることにある。

<sup>2</sup> 家庭の社会経済的背景（SES：Socio-Economic Status）

保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。資本の総量。

<sup>3</sup> 非認知能力

IQや学力テスト等の数値では表しにくい内面の力であり、保育、教育活動等を通じて、繰り返し取り組むことで育つ力（やり抜く力、自制心、協働性 等）。

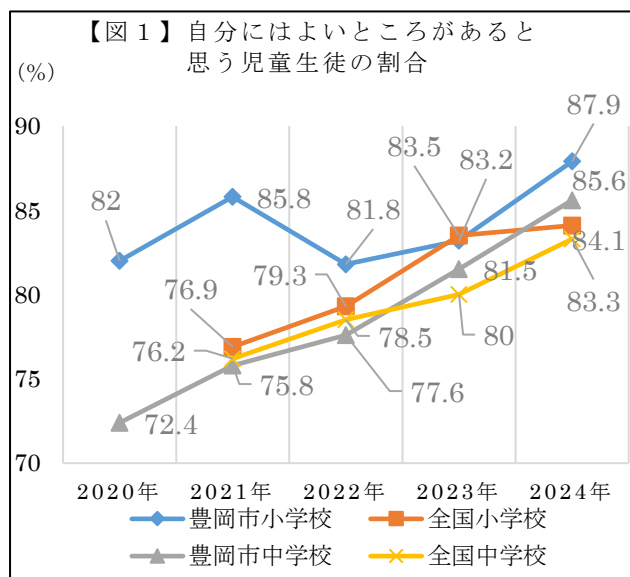
中学校においては、2020 年度と比べて約 10%上がった【図 1】。

イ 「物事を最後までやり遂げてうれしいと思う児童生徒の割合」は、小・中学校ともに 90%を超えている【図 2】。

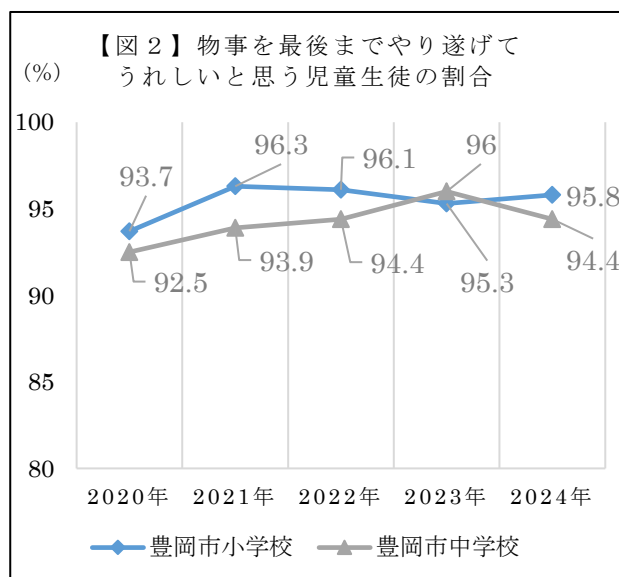
ウ 「学級みんなで話し合い協力して嬉しかったことがある児童生徒の割合」は、小学校は 90%を常に超えており、中学校は 2020 年度と比べて約 5%上がった【図 3】。

第 5 次計画においても、すべての子どもたちが、夢や目標などの実現に向けて、自分や社会の現在を適切に判断・分析したうえで未来を創造するために必要な非認知能力の向上について、引き続き取り組むことが重要であるとする。

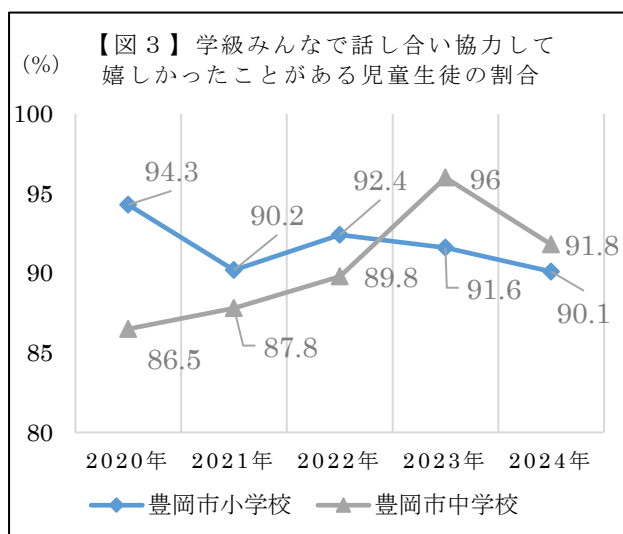
一方、非認知能力向上推進事業を検証する「演劇ワークショップの授業中の様子に関するアンケート」における数値の学校間での差が大きいことが課題である。また、非認知能力を年間数時間の演劇ワークショップだけで高めることは不十分であり、各教科の授業や学校行事においても、活動の在り方や教員による働きかけ等の工夫が必要である。あわせて、園小の連携の充実や、保護者・地域に対する非認知能力向上推進事業への周知も重要な課題である。



〔出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）より〕



〔出典：豊岡市独自調査より〕

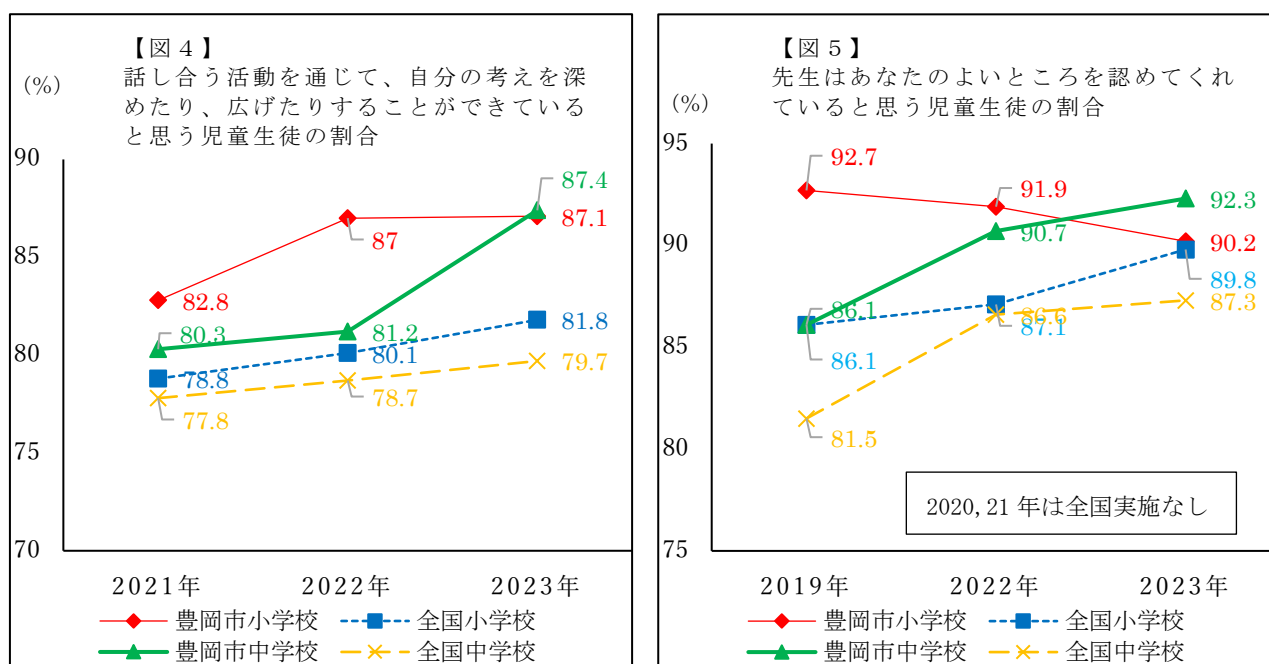


〔出典：豊岡市独自調査より〕

## 2 本市教育の成果と課題（第4次計画の検証）

### (1) 学力の向上

第4次計画期間においては、すべての子どもの学力の向上を図るため、めあての提示・振り返りの時間の設定や考えを発表する場・話し合う活動の場の設定といった共通実践事項を市全体で共有し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んだ。また、就学前から継続して人と関わる力や小中学校では教科指導を含めすべての教育活動において自己を見つめたり他者と協働したりするといった非認知能力の視点を取り入れ、「お互い聞き合ったり」「協働して問題解決したり」する協働的な学びを展開した。加えて、全国学力・学習状況調査の結果分析を丁寧に行い、授業づくりの質の向上も図り、小学校・中学校ともに、「主体的・対話的で深い学び」<sup>4</sup>を重視した授業スタイルへの転換がみられた。家庭と連携した基本的な生活習慣と学習習慣の確立等についても、継続的に取り組んだ。



〔出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）より〕

これらの取組から、「話し合う活動を通じて、考えを深めたり、広げたりする児童生徒の割合」が小・中学校ともに、2021年度と比べて大きく上がっている【図4】。また、「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合」は9割を超え、教員と児童生徒との間によりよい信頼関係が築かれているなど、児童生徒にとって安心した授業環境の中で学ぶ姿がうかがえた【図5】。

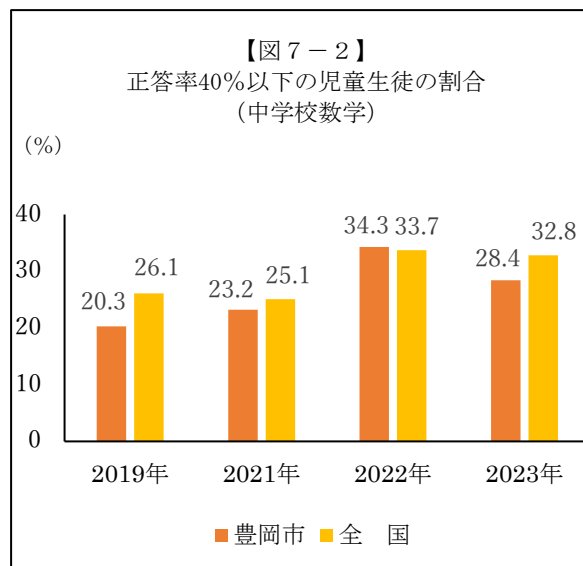
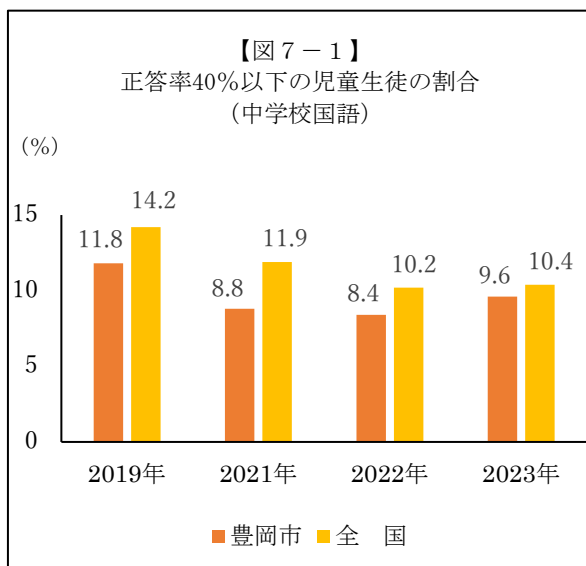
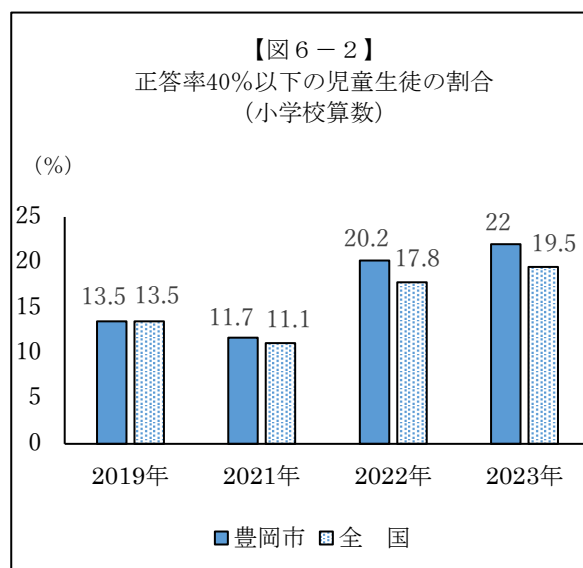
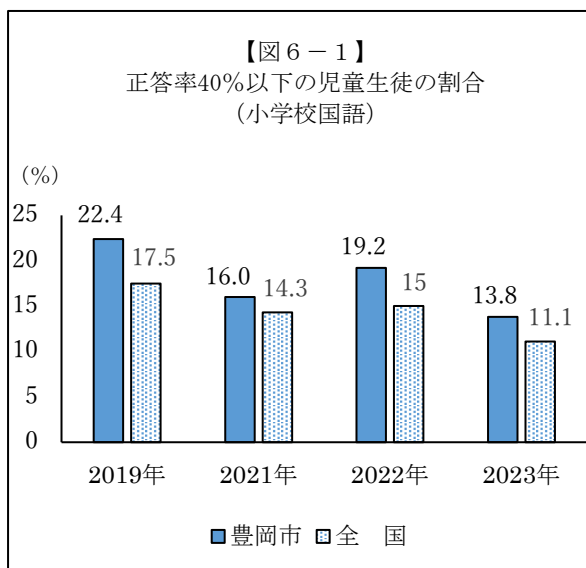
しかし、コロナ禍において学校での学びが制限された際には、学習課題の解決に向けて自分

<sup>4</sup> 主体的・対話的で深い学び

「主体的な学び」とは、子どもが学びを「自分事」として捉え、自ら課題を設定し、学びの意義や目的を見出し、理解や達成感を得る学びのこと。「対話的な学び」とは、子ども同士や教員、地域の人々と意見を交換し、お互いが協力して課題解決に向け学びを進めること。「深い学び」とは、既習内容を土台にしたり、関連づけたりして、さらに興味関心のある課題の解決に向けて学ぶこと。

で考え、自分で取り組む姿勢に多くの課題がみられた。

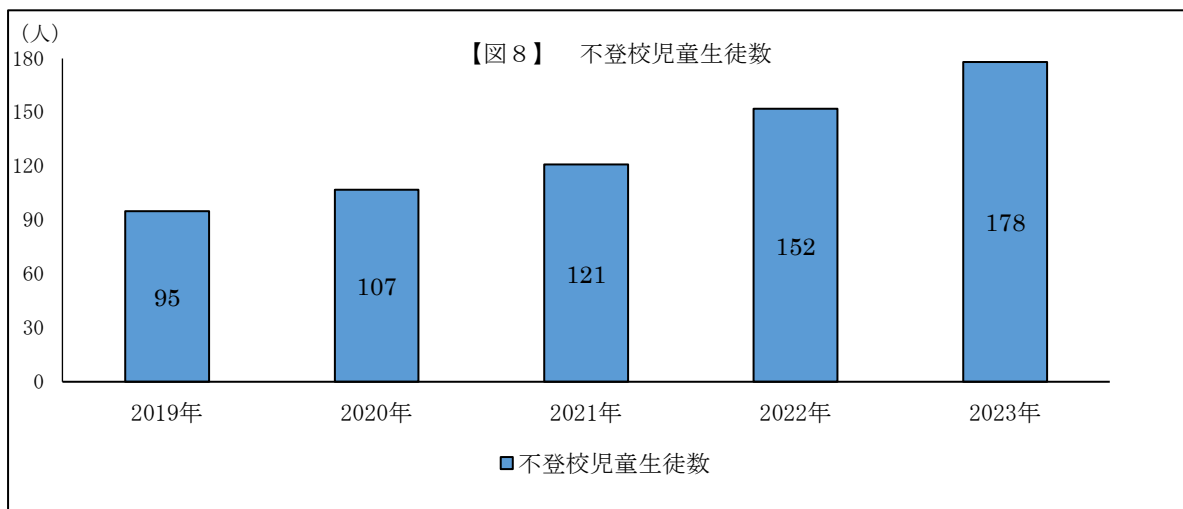
また、学力の二極化は解消されつつあるが、全国学力・学習状況調査における正答率 40% 以下の子どもたちの割合が国語で 10% 前後、数学で 20～30% 前後で推移している【図 6－1、6－2、図 7－1、図 7－2】。加えて、全国学力・学習状況調査結果を分析したところ、約 4 割の児童生徒が、解答時間が十分でないと答えており、一定の時間内に長文や多様な分野の文章を読解する力や複数の情報を関連付けて読み取る力に課題がみられる。



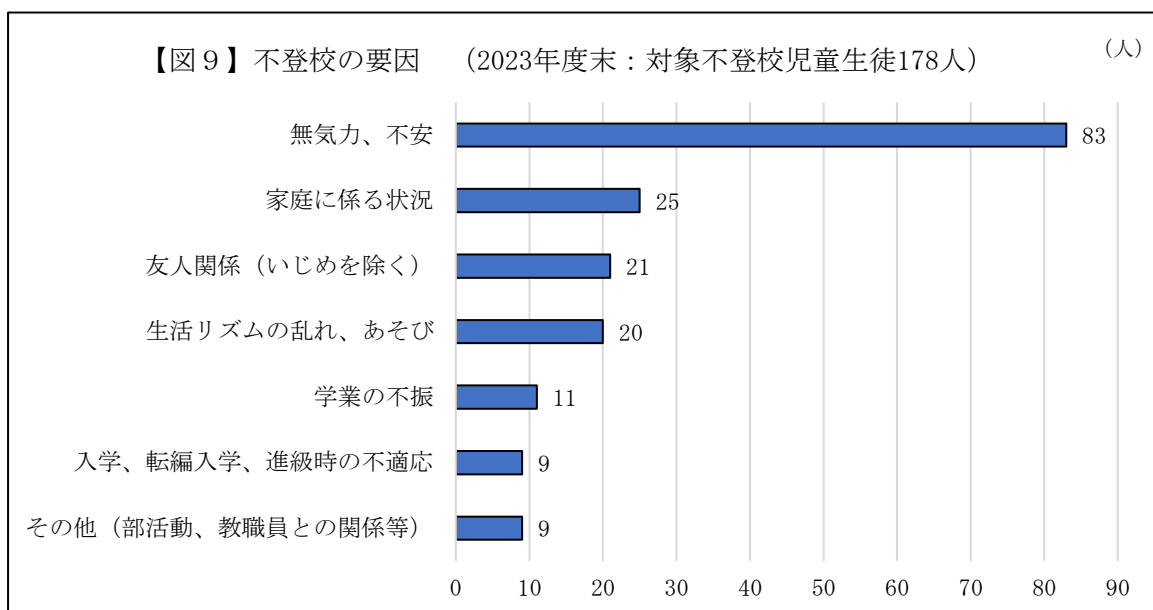
〔出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）より ※2020 年は実施なし〕

## (2) 不登校児童生徒数の増加

第4次計画期間においては、コロナ禍を経て、児童生徒や保護者を取り巻く環境は変化し、不登校に対する社会の考え方が多様化した。不登校児童生徒数は増加し続けており【図8】、不登校の要因も複雑化・多様化している【図9】。これらの実態を受けて、「豊岡市不登校対策アクションプラン」を改訂し、豊岡市一丸となり、一人一人の多様なニーズに応じた不登校対策を推進してきた。具体的には、不登校担当者会や各校において研修等を実施し、教員の資質向上と学校の組織的な対応の質的向上を図ったり、各校の不登校対策支援プランや豊岡市不登校対応マニュアルを活用したりしながら、未然防止、早期発見・早期対応に取り組んできた。さらに、保護者や豊岡市こども支援センターをはじめとする関係機関等との連携を密にし、個々の状況に応じた多様な支援に努めるとともに、小・中学校の引継ぎ連携システムを強化し、9年間を通して継続的・組織的に関わる体制づくり、各中学校区の実態に応じた取組を推進してきた。

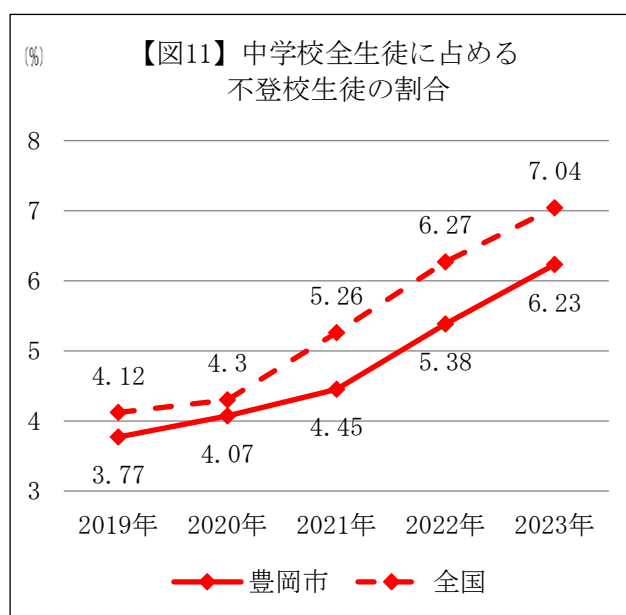
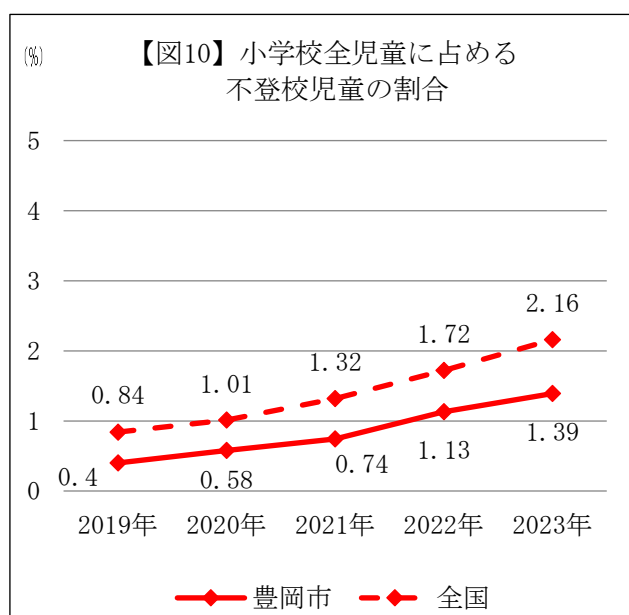


〔出典：豊岡市教育委員会による調査より〕

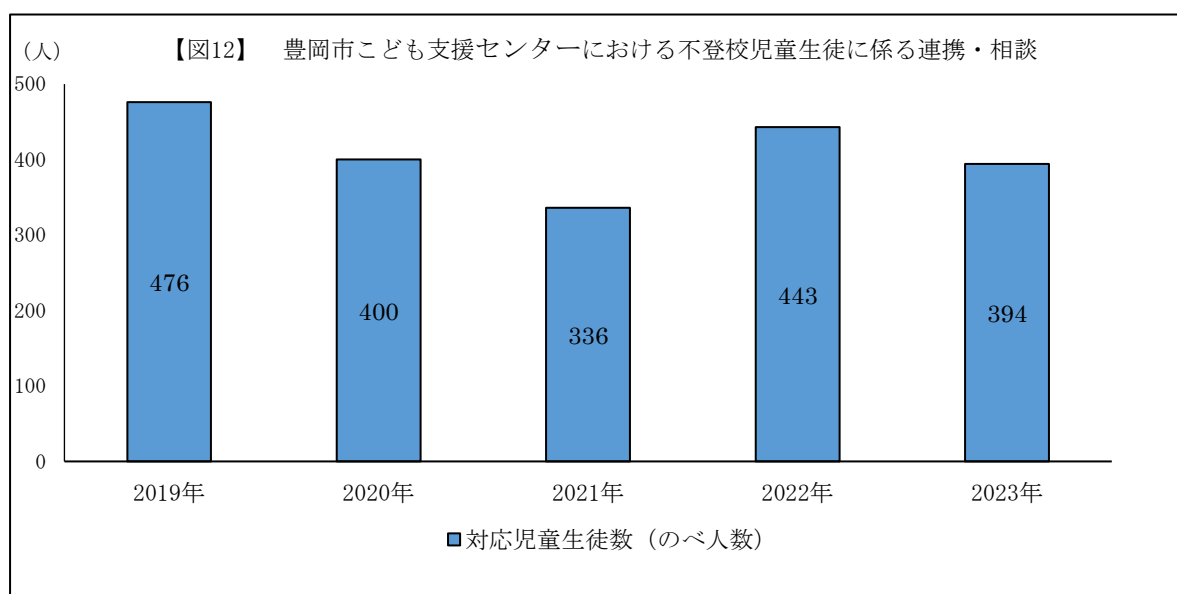


〔出典：豊岡市教育委員会による調査より〕

しかしながら、小学校全児童に占める不登校児童の割合は、5年間で約 3.5 倍に増えている【図 10】。個々の児童生徒の不登校のきっかけや背景について、家庭と学校の連携による相談支援体制が進み、より早期から状況把握ができるようになってきたものの、多様な支援の充実に向けて、子どもたちや保護者の思いや考えについて細かく聞き取り、関係機関とも情報を共有することに努めることが今後とも必要である【図 12】。豊岡市不登校アクションプランに基づき、学校、地域、関係機関、教育行政それぞれができる支援策を明確にし、相互連携を強化しながら取り組んでいくことが重要である。



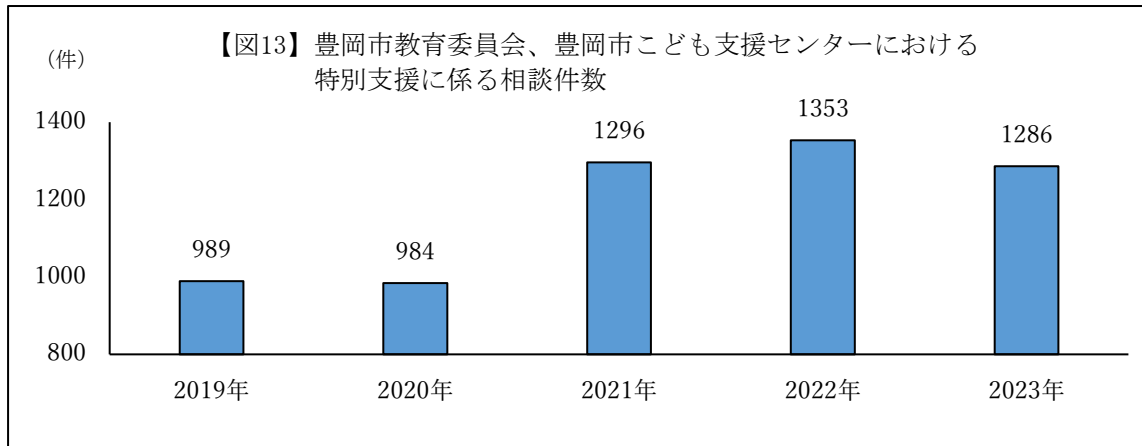
〔出典：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」  
豊岡市教育委員会による調査より〕



〔出典：豊岡市こども支援センターによる調査より〕

(3) 特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応

第4次計画期間においては、「支援の要らない子は1人もいない」の理念のもと、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を展開した。学校園では、多様化する子どもたちへの教育・保育相談に対応するため、より充実した支援体制の構築を目指し、関係機関との連携を進めた。豊岡市教育委員会、豊岡市こども支援センターでは、特別支援に係る保護者との個別相談、学校園訪問等を計画的、継続的に実施し、保護者、学校園に対して、子どもの特性や課題に応じた支援の仕方等を伝えてきた【図13】。

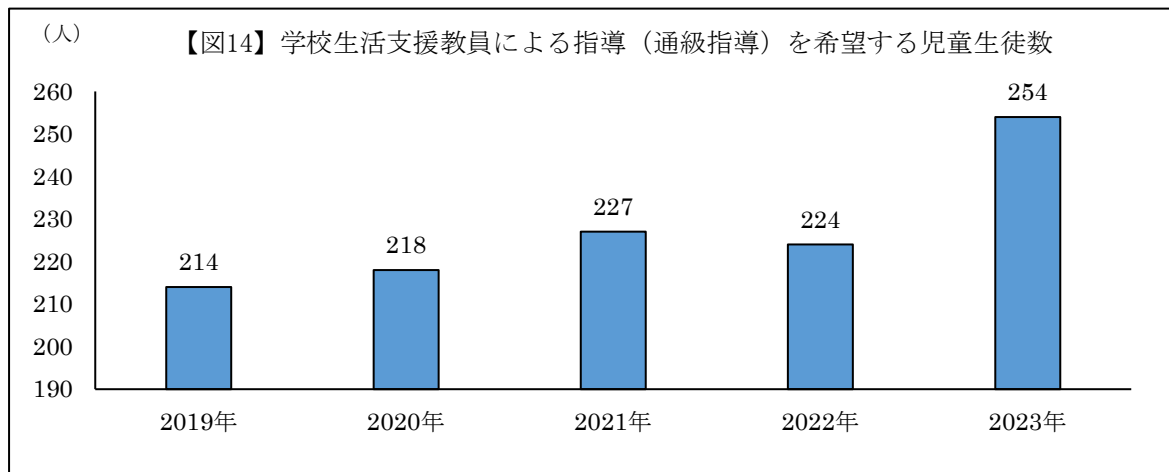


〔出典：豊岡市教育委員会による調査より〕

特別支援教育に関する教職員の実践的指導力の向上、学校園の組織的対応力の向上を目指して、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、学校生活支援教員、特別支援教育支援員等を対象とした研修会を計画的に実施してきた。

学校生活支援教員による指導(通級指導)を希望する児童生徒数は増加傾向にある【図14】。このことは、適切に子どもの実態を把握し、組織的な対応を進める体制が構築されたことにより、該当児童生徒のアセスメント(通常の学級に在籍する児童生徒で、LD、ADHD等により、学習面、生活面で特別な教育的支援が必要であると校内教育支援委員会等で判断すること)が適切に行われるようになってきた結果であるといえる。

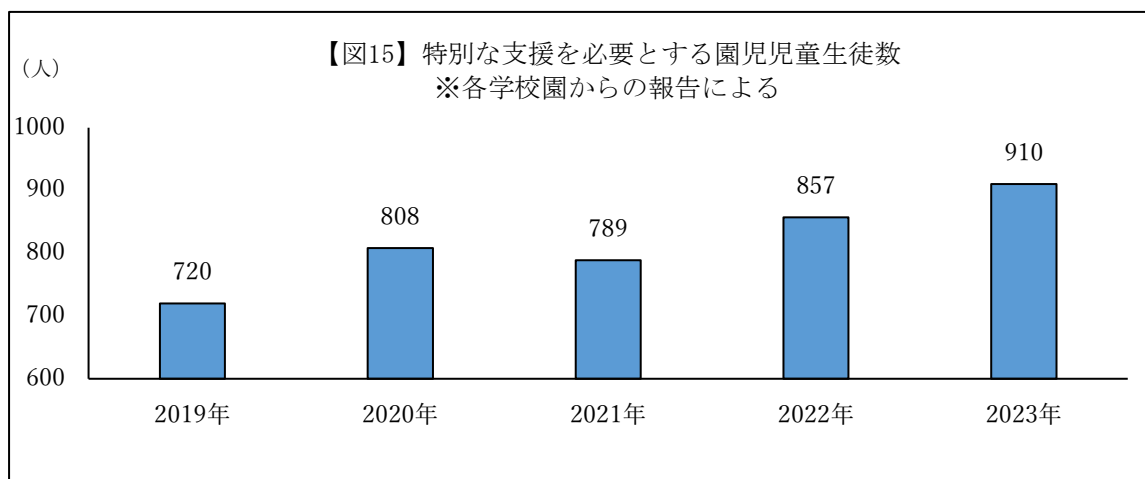
〔出典：豊岡市教育委員会による調査より〕



また、豊岡市こども支援センターの心理士等が、就学前から保護者と面談をする機会を設け、保護者に対して早期からの適切な対応の必要性について理解を求めてきた。この取組によって保護者の理解が進んだことも、通級指導を希望する児童生徒数の増加につながっているといえる。

特別な支援が必要な子どもの実態は、多様化、複雑化している。そうした多様な支援を必要とする幼児児童生徒が学ぶ学校園において、「特別支援教育支援員」は、インクルーシブ教育システムの構築を目指す上でその役割が期待されている【図15】。第4次計画期間中、特別支援教育支援員を増員するとともに、特別支援教育支援員対象の研修等、各種研修を充実させ、一人一人の教育的ニーズへの対応をすすめてきた。

今後も、「支援の要らない子は1人もいない」の理念のもと、すべての子どもたちが安心して過ごせるよう個々の実態を見取り、教職員一丸となって一人一人の教育的ニーズに対応していくことが必要である。



[出典：豊岡市教育委員会による調査「特別支援教育支援員申請に係る対象園児児童生徒数についての調査」より]

### 3 社会情勢・教育環境の変化

様々な社会情勢・教育環境の変化を念頭に置いた上で、今後の本市教育の目指す方向性について検討する必要がある。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大

2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大期間中（2020年2月最初の「緊急事態宣言発令」、2023年5月「5類感染症移行」）、市内の小・中学校においても、臨時休業、感染防止対策としてのマスク着用や黙食、オンライン授業の実施、学校行事や部活動の制限等、教育活動や教育環境に様々な変化が生じ、子どもたちは大きな影響を受けた。この時期、子どもたちへの1人1台端末の配布等、ICTを活用した学習環境の整備が急速に進んだが、対面学習における協働的な学び<sup>5</sup>等との効果的な組合せの工夫が必要となった。

感染拡大期間中に家庭での生活時間が多くなる中、「何をどのように学習すればよいかわからない」など学習に対して受動的であった子どもたちが多いことが浮き彫りとなった。一方で、それまでの学校園の「当たり前」の取組（例えば学校行事の内容や方法）を見直す機会になるとともに、学校園が人と安全・安心につながることができる居場所・セーフティネットとして、身体的、精神的な健康を保障するという役割をも担っていることが再認識された。

#### (2) 園児・児童・生徒数の急激な減少

豊岡市の人口は、今後減少のペースを加速し、2020年に77,489人であったものが2030年には66,909人（2050年には49,032人）になると推計されている。市立小学校の児童数を見ると、2020年度は4,180人であったのに対し、2030年度は2,652人と、10年間で1,528人減少する見込みである。

こうした急激な少子化の進行により学校園の小規模化が進み、集団での活動に支障が生じる、多様な考えに触れられる機会が減るなどさまざまな影響が表れてきたため、「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画」<sup>6</sup>（2021～2030年度）と「豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画」<sup>7</sup>（2022～2031年度）を策定し、子どもたちにとってより良い保育・教育環境とするための取組を進めている。

---

<sup>5</sup> 協働的な学び

子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働することで、異なる考えが組み合わせられ、より良い学びを生み出すこと。

<sup>6</sup> 豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画

豊岡市の幼児教育・保育および放課後児童の育成のあり方について、今後目指すべき基本方向やそれを実現するための具体的な方策等を示したもの。

<sup>7</sup> 豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画

子どもたちにとってより良い教育環境の整備と教育内容のさらなる充実を目的として、豊岡市における小中学校の適正規模・適正配置の考え方と、それを実現するための学校再編の進め方や再編の枠組みを示したもの。

### (3) 社会の多様化

社会の多様化が進む中、国籍、性別、障害の有無、境遇等に関わらず、誰もが自分らしく生きていくことができる共生社会の実現に向け、社会的包摂<sup>8</sup>を推進することが求められている。学校現場においても、発達特性や障害の有無、言語的背景、貧困や家庭環境等を理由に、様々な場面で困難に直面している子どもたちが存在しており、一人一人のニーズへの適切な対応が必要となっている。

また、虐待、SNS を通じた誹謗中傷、ジェンダー不平等など人権侵害に関する課題が大きな社会問題となっている。このうち、豊岡市では 2021 年 3 月に「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」<sup>9</sup>を策定し、男女の平等を阻んでいる社会のあり様を「歴史的に創り上げられてきた社会的・文化的な男女格差」として捉え、その是正を図る取組を進めている。

立場や価値観等の異なる人々同士が、お互いの組織や集団の境界を越えて混ざり合い、学び合うことは、学校だけでなく社会全体で重視していくべき方向性であり、誰もが多様性を受け入れる寛容で成熟した存在となることが重要である。

### (4) ICT 活用の日常化

知識・情報・技術をめぐる変化が加速度を増す中、IoT<sup>10</sup>やビッグデータ、人工知能（AI）等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく Society5.0<sup>11</sup>時代の到来が予想されている。

教育において、ICT を活用することは特別なことではなく、急速な時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育んでいくことが不可欠である。

こうした新しい社会に対応するため、教育において ICT 活用の「日常化」を促進し、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を育成することが求められる。あわせて、学校内外において ICT を最大限に活用できる教育環境整備の推進に取り組むことが重要である。

### (5) 学校における働き方改革のさらなる推進

2023 年度の豊岡市立小中学校教職員の月平均超過勤務時間は、小学校約 22 時間、中学校約 41 時間であった。本市が働き方改革推進方針を初めて策定した 2018 年度と比較すると、小学校で約 10 時間、中学校で約 8 時間 30 分とそれぞれ減少しているものの、国が示す残業の「過労死ライン」（月 80 時間）に達した教職員は、2023 年度小中学校合計のべ 421 人いることから、

---

<sup>8</sup> 社会的包摂

社会的に弱い立場にある人々を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていく、という理念。

<sup>9</sup> 豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略

職場に加え、家庭、地域、学校を含むまち全体のジェンダーギャップ（男女格差）解消に向けた戦略。

<sup>10</sup> IoT（Internet of Things）

従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組み。

<sup>11</sup> Society5.0

日本政府が提唱する未来社会のコンセプト。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会のこと。

さらに取組を加速させる必要がある。

豊岡市では、教職員が心身ともに健康で生き生きとした姿を保ちながら自分の役割を果たしていくことができるよう、2023年に「豊岡市『学校における働き方改革』推進方針」<sup>12</sup>（2023～2025年度）を改定し取組を進めている。

学校における働き方改革は何か一つやれば解決するといったものではなく、学校・教育委員会・地域等が連携しつつ、それぞれの立場において、教職員が教職員でなければできないことに全力投球できる環境を整備することが重要である。

---

<sup>12</sup> 豊岡市「学校における働き方改革」推進方針

教員の長時間勤務実態を改善し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と働きやすい環境を整備することにより、教育の質の向上と学校教育活動の充実につなげていくために策定した方針。

## 4 教育の方向性

これからの教育の方向性において大切な視点は、「予測困難で不確実、複雑で曖昧」な時代に向けて、一人一人の子どもが自分らしく生きていけるための非認知能力の育成と、ウェルビーイング<sup>13</sup>の向上にあると考える。

そのためには、まずは様々な場所に子どもの居場所を作ることである。その中で、子どもたちが「在りたい自分」を思い描き、他者と協働しながら目の前にある課題を発見・解決していく中で「在りたい未来」を創造する力をつけていくことが大切である。あわせて、子どもたちが本来持っている非認知能力（特に、集団の中で高めたい「やり抜く力」「自制心」「協働性」の3つ）を、最大限に伸ばすことが必要である。

学びの場は、学校だけではない。子どもたちに強い影響を与えるのは、地域の中で出会う「ひと・もの・こと」である。多様な人々が共に暮らす社会において、子どもたちが自分の良さや可能性を自覚し、あらゆる他者を人として尊重する環境を構築するためには、学校園・家庭・地域が連携・協働し一体となって取り組むことが重要である。

第5次とよおか教育プラン（豊岡市教育振興基本計画）では、これまで豊岡が大切にしてきた、“子どもの事実（子どもの思い方、感じ方、考え方、行動の仕方）に学び、子どもに寄り添う教育”を基本姿勢とする。学校と家庭、地域は、子どもの「今」だけでなく「未来」に目を向け、一人一人のウェルビーイングに着目した教育に取り組むこととする。

---

13 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人をとりまく場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（文部科学省 第4期教育振興基本計画）

## 5 計画の期間と性格及び運用

### (1) 計画の期間と性格

ア 2025年度から2029年度までの5年間における豊岡市の学校園における保育・教育に関する基本理念を明示するもの。

イ 実践計画（〇〇年度実践計画）と区別化し、実践計画の上位計画書として位置づけるもの。

ウ 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本計画を本市における教育振興基本計画として位置づけるもの。

#### 【教育基本法】

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### (2) 運用

ア 毎年度、実践計画を定め具体的施策に取り組むとともに、その検証を実践計画に基づいて確実に行い、次年度の実践計画に反映していく。

イ 具体的施策の推進にあたっては、豊岡市小中一貫教育推進協議会や各校の学校運営協議会<sup>14</sup>等においてもその取組を取り上げ、学校園・家庭・地域が一体となって取り組む。

<sup>14</sup> 学校運営協議会

教育委員会が、学校、保護者及び地域住民の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、その所管する学校に置く協議会。学校運営の基本方針、学校運営に必要な支援等について協議する。

## 第2部 豊岡の教育のめざす姿

### 1 基本理念

豊岡で育む 「在りたい自分」と「在りたい未来」を創造する力  
～非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）を子どもたちに～

「第1部 策定の趣旨と本市教育の方向性」で述べたことに基づいて、本計画において、豊岡の教育がめざす基本理念を「豊岡で育む 『在りたい自分』と『在りたい未来』を創造する力」とし、副題については、第4次計画を継承し、「～非認知能力（やり抜く力、自制心、協働性）を子どもたちに～」とする。

「豊岡で育む」については、子どもたち自身が必要な資質・能力等を身に付けていけるよう、学校園、家庭、地域、行政等、豊岡市全体で見守り支えていくという視点が重要である。学校園、家庭、地域にある「ひと、もの、こと」を最大限に活用し、豊岡市一丸となって教育を展開する環境を構築していくことが、すべての子どもたちが豊かに学び、それぞれの幸福感を得ていく教育の実現にとって大切であるという思いを込めている。

次に「在りたい自分」は、自分らしく過ごす、ありのままの自分を大切にするといったことを基本とした内面的な状態をいう。子どもたち一人一人が自分自身と向き合い、自分の中にある価値観に基づいて、評価・判断し、それぞれの幸福感につなげ、自分のよさや可能性を認識していくことが大切である。個人の価値観も幸福感も時代や環境によって変化していくものであるが、どんな時でも常にどう在りたいか、という意識を持って、自分と向き合ってほしいというメッセージである。

また、「在りたい未来」は、個人それぞれがめざす理想の自己、地域、社会になる。多様な人々が共に暮らす社会において、子どもたち一人一人が、「在りたい自分」やふるさと豊岡を含めた「在りたい地域・社会」を描いて、自己のみではなく主体的に他者と協力・協働しながらその実現に向けた課題を発見・解決し、新たな価値を創造していく力の育成をめざす。

2024年度の全国学力・学習状況調査の結果から、豊岡市の子どもたちは「自分にはよいところがあると思う児童生徒」、「先生はあなたのよいところを認めてくれると思う児童生徒」とともに、約90%となっている。これらの自己肯定感といった非認知能力の高まりに加えて、第4次計画では、他者との対話を通して、考えをすり合わせたり、あきらめずに難しいことに挑戦したりする子どもたちの姿が多く見られた。豊岡市では、「やり抜く力」、「自制心」、「協働性」に焦点化し、園や学校という集団の中で高めていきたい非認知能力と捉えている。しかしながら非認知能力は、学校園以外の家庭や地域においても肯定的な考え方や関わりの中で習慣的・統合的に育つ力であることから、家庭・地域との連携・協働は重要な役割を持っている。

この理念の実現に向け、以下の2つの方針に基づき取り組む。

基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

基本方針2 自分らしく安心して過ごせる学校園の創造と家庭・地域等との共創

**【育成すべき資質・能力の3つの柱】**

知識・技能：何を理解しているか 何ができるか

思考力・判断力・表現力等：理解していること・できることをどう使うか

学びに向かう力・人間性等：どのように身の周りに関わり、より良い人生を送るか

**【集団の中で高めたい非認知能力】**

やり抜く力：夢や目標を持って取り組み、あきらめずに努力し続け、粘り強く取り組むこと

自制心：自分自身の感情などをうまく抑えたり、コントロールしたりすること

協働性：他者と目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること

## 2 基本方針

### 基本方針 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

これからの社会において求められるのは、一人一人の子どもたちが現在と未来に向けて自己の人生を拓き、生き抜いていく力である。

一人一人の子どもを大切にした教育の実現に向けて、それぞれの多様性を認め合い、すべての子どもたちが高め合うという「多様性の尊重と包摂性のある教育」を推進するとともに、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り拓く力の基となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、就学前における「生きる力の基礎」の育成が重要となる。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

#### (1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

すべての子どもたちが自分らしく学ぶためには、発達特性や障害の有無、固定的な性別役割分担意識、外国にルーツを持つ子どもへの対応、言語的背景、貧困や家庭環境等、様々な事情・背景による多様な教育的ニーズに対して、一人一人の課題に応じた適切な対応が必要である。加えて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）<sup>15</sup>等の払拭が不可欠であり、それは学校のみならず社会全体で重視していくべきことである。

そのためにも学校教育において、「個別最適な学び」<sup>16</sup>と「協働的な学び」<sup>17</sup>の一体的な取組が重要となる。

その実現に向けて、①つながりのある特別支援教育、②いじめ・不登校等への対応、③多様性・ジェンダー視点に立った教育の推進に取り組む。

#### (2) 「確かな学力」の育成

子どもたちが、自分の良さを自覚するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な課題を解決するためには、確かな学力が必要である。

その実現に向けて、①新しい時代に求められる資質・能力の育成、②身近な課題の解決・活用に向けた探究的な学び、③小中一貫教育を核とした一層の連携教育、④幼児期から児童期への円滑な接続に取り組む。

---

<sup>15</sup> アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込みや偏見」という意味で、自分自身は気付いていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をさす。

<sup>16</sup> 個別最適な学び

一定の目標を全ての児童生徒が達成することをめざす「指導の個別化」と、個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げる「学習の個性化」の2つの側面を踏まえた指導を通じて、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくこと。

<sup>17</sup> 協働的な学び

子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働することで、異なる考えが組み合わせられ、より良い学びを生み出すこと。

(3) 「豊かな心」の育成

子どもたち一人一人が自己実現に向けて、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくためには、発達段階に応じた体験活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育成することが重要である。また、豊かな学びを身に付けるうえで必要となる、文化芸術やスポーツ・地域行事等を体験する機会を、学校園と家庭、地域、関係機関が連携し確保していくことが必要である。

その実現に向けて、①生命の尊厳を基盤とした人権教育、②「対話」により考えを深める道徳教育、③体系的・系統的なキャリア教育、④子どもたちの発達段階に応じた体験を重視した活動、⑤読書活動の充実注に取り組む。

(4) 「健やかな体」の育成

子どもたちが、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送るために、健康で安全な生活を送り、運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成することが重要である。

その実現に向けて、①望ましい生活習慣の形成を図る健康教育・食育、②体力・運動能力の向上に取り組む。

(5) 「生きる力の基礎」の育成

乳幼児期において、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通じて、一体的に育みたい資質・能力の3つの柱「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が育まれることが重要である。

その実現に向けて、①健康な体をつくる力の育成、②人と関わる力の育成、③思いを伝える力の育成、④自然や身近な環境に関わる力の育成、⑤感性豊かに表現する力の育成に取り組む。

注 読書活動は、教育プランに基づく方策を「子どもの読書活動推進計画」に位置付け、総合的かつ体系的に取り組を進めていく。

## 基本方針 2 自分らしく安心して過ごせる学校園の創造と家庭・地域等との共創

すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごし、学び、それぞれの幸福感を得る教育活動を実現していくためには、子どもの居場所をつくることが大切である。そのために、学校園・家庭・地域が連携・協働し、安全・安心な教育環境の整備・充実を図ることが必要である。

少子化に伴い児童生徒数が急激に減少している中で、社会全般で子どもたちを支えるための学校園・家庭・地域との連携・協働の推進、子どもたちの日常を保障するための安全・安心な教育の推進と教育環境の整備、子どもたちが抱える困難や課題への対応、多様な学びの推進等に対応するための教職員の資質・能力の向上、チーム学校としての働きがいのある学校づくり等の学校園の組織力の強化が重要である。

このため、以下の基本的方向に沿って、教育施策の充実を図る。

### (1) 学校園・家庭・地域等の連携・協働の推進

子どもたちが自分らしく過ごし、豊かに学んでいくためには、学校園・家庭・地域が連携・協働し、地域社会全体で子どもの成長を支えていくという意識づくりが重要である。

家庭は、日常の生活におけるしつけや感性、情操を育む等すべての教育の出発点である。

学校園は、子どもたち一人一人が「在りたい自分」を創造するために大変重要な役割を担う。

学校園・関係機関は、子どもにとって望ましい基本的生活習慣や学習習慣を身に付けられるよう家庭と連携した取組を進め、不安を抱える保護者の相談・支援に取り組む必要がある。

また、地域においては旧小学校区を基本に地域コミュニティ組織があり、子どもへの地域への愛着の醸成や地域行事への参加を促すような取組等、保護者や地域住民の教育活動への参画を学校とともに促進していくことが求められる。加えて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の実効的な活用を推進していくことが重要である。

その実現に向けて、①地域全体で子どもを育てる環境の充実、②地域コミュニティ組織と連携した学びの支援、③家庭の教育力向上のための支援に取り組む。

### (2) 安全・安心な教育の推進と教育環境の整備

子どもたちが安全・安心で快適な学校園生活を送ることができるよう、安全で質の高い教育環境の整備・充実や、安全教育・防災教育の推進を図ることが必要である。また、急激な少子化の進行による課題に対応するため、学校園の適正規模・適正配置を推進することも重要である。加えて、すべての子どもたちが未来に希望をもち、家庭の経済事情によって「学び」が止まることのないようにすることも大切である。

その実現に向けて、①施設の計画的な改修と ICT 環境整備等教育環境の整備・充実、②通学（園）手段の確保、③安全教育・防災教育の推進、④学校園の再編、⑤就学・修学支援に取り組む。

### (3) 教職員の資質・能力の向上

新しい時代に求められる資質・能力の育成や子どもたちの多様な学びを実現していくためにも、教職員の資質・能力の向上は必要である。教育環境が複雑化・多様化している中、教育に対する強い情熱・専門家としての確かな力量・豊かな人間性を備えた人材の確保・育成、学校園の接続を意識した日々の授業改善を軸とする系統的・組織的な研修体制の構築・推進は重要である。

その実現に向けて、①教職員の資質と実践的指導力の向上、②園小接続の推進に向けた教職員研修、③多様性に配慮した教育・保育の推進に取り組む。

### (4) 学校園の組織力の強化

一人一人の子どもに寄り添った教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に適切に対応していくためには、教職員が心身ともに健康で最大限に能力を発揮できる環境整備が必要である。管理職のマネジメントのもと、教職員一人一人の力を組織的かつ機動的に生かした協働体制づくりや業務の効率化、健康の保持・増進等を含めた働きがいのある学校づくりを推進し、子どもたちの学びを充実させることが重要である。

その実現に向けて、①学校園運営の効率化・組織化、②働きがいのある学校づくり、③教職員の健康管理に取り組む。

### 3 体系表



■ とよおか教育プラン策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

| 区 分                              | 氏 名      | 所 属                        |
|----------------------------------|----------|----------------------------|
| 学校園の職員<br>(8名)                   | 能 登 琢 也  | 豊岡南中学校                     |
|                                  | 飯 塚 智 士  | 城崎中学校                      |
|                                  | ○森 山 健 二 | 八代小学校                      |
|                                  | 内 海 忠 裕  | 弘道小学校                      |
|                                  | 田 淵 智 子  | 五荘奈佐幼稚園                    |
|                                  | 尾 畑 いつ子  | 西保育園                       |
|                                  | 西 垣 浩 文  | 城崎こども園                     |
|                                  | 吉 谷 稔 子  | 八代保育園                      |
| P T A 連 合 会 に 属 す る<br>者<br>(3名) | 北 村 美 名  | 豊岡市 P T A 連 合 会 (中 学 校)    |
|                                  | 植 田 博 成  | 豊岡市 P T A 連 合 会 (小 学 校)    |
|                                  | 久 保 陽 子  | 豊岡市 P T A 連 合 会 (こ だ も 園)  |
| 生涯学習に資する事業<br>を行う団体に属する者<br>(3名) | 山 本 邦 彦  | 豊岡市子ども会連絡協議会               |
|                                  | 小 松 和 巳  | 豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進<br>協議会 |
|                                  | 西 田 清    | 豊岡市スポーツ協会                  |
| 子育てに資する事業を<br>行う団体に属する者(2<br>名)  | 田 畑 裕 子  | 子育てグループ「元気 ing」            |
|                                  | 加 藤 みずほ  | 出石子育てセンター                  |
| 学識経験者(2名)                        | ◎安 藤 福 光 | 兵庫教育大学大学院                  |
|                                  | 平 田 知 之  | 芸術文化観光専門職大学                |

■ 策定経過

| 年月日                       | 内 容                                    |
|---------------------------|----------------------------------------|
| 2024 年 7 月 2 日            | 第 1 回策定委員会(第5次プランの策定、第4次プランの検証・評価のまとめ) |
| 2024 年 8 月 1 日            | 第 2 回策定委員会(第5次プランの基本構想と構成)             |
| 2024 年 9 月 3 日            | 第 3 回策定委員会(第5次プラン 第1部)                 |
| 2024 年 10 月 15 日          | 第 4 回策定委員会(第5次プラン第1部・第2部)              |
| 2024 年 11 月 5 日～11 月 18 日 | パブリックコメントの実施                           |
| 2024 年 12 月 3 日           | 第 5 回策定委員会(第5次プラン素案)                   |

## ■ とよおか教育プラン策定委員会設置要綱

令和6年5月17日豊岡市教育委員会告示第1号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市教育の振興のための施策に関する計画の策定に関し意見を聴くため、とよおか教育プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校園の職員
- (2) P T A連合会に属する者
- (3) 生涯学習に資する事業を行う団体に属する者
- (4) 子育てに資する事業を行う団体に属する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。

(部会)

第4条 委員会は、具体的な施策を検討する場合など、必要に応じ部会を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、教育長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。





## 第5次 とよおか教育プラン 豊岡市教育振興基本計画

発行年月 2025 年 2 月  
編集発行 豊岡市教育委員会 教育総務課  
所在地 豊岡市中央町 2 番 4 号  
電話番号 0796-23-1117  
e-mail [kyouikusoumu@city.toyooka.lg.jp](mailto:kyouikusoumu@city.toyooka.lg.jp)  
URL <http://www.city.toyooka.lg.jp>